

旭川市民生委員推薦会について

1 民生委員とは [資料 1 - 2](#)

- 民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員。
- 地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を実施するほか、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を併せて行う。
- 旭川市民生委員の定数を定める条例に基づき、定数を定めている。また、民生委員は市内 34 地区の地区民生委員児童委員協議会に所属し活動している [資料 1 - 3](#)

2 旭川市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）

- 所掌事項
市長に対し民生委員の推薦を行う
→民生委員の任期（3年間）満了に伴う一斉改選や、任期途中の委員退任や欠員地区の後任委員の補充に関する推薦を行う [資料 1 - 4](#)
- 民生委員の推薦
民生委員法その他関連法令に加え、旭川市民生委員推薦会で策定する『旭川市民生委員推薦会民生委員・児童委員候補者推薦要領 [資料 1 - 5](#)』『旭川市民生委員推薦会民生委員・児童委員候補者推薦等事務要領 [資料 1 - 6](#)』に基づき推薦を行う。
- 推薦会委員の任期及び報酬
任期は3年間（R7.7.1～R10.6.30）で補欠委員の任期は前任委員の残期間とする。
再任可、報酬額は1回の審議につき 7,700 円

3 民生委員推薦会の会議について

書面会議又は参集会議により実施する。

会の開催には委員の半数以上の出席を要する。また、議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

(1) 書面会議（2か月に1回程度開催）

約2か月に1回程度実施。後任委員の補充に関する推薦を行う。

自宅に郵送される関係書類を確認し「回答書」を市に返送する [資料 1 - 7](#)

(2) 参集会議（推薦会委員改選、民生委員全国一斉改選に伴い開催）

- ・ 本日の会議 委嘱状交付、事務手続の説明等
- ・ 2回目（R7.9 上旬頃実施予定） 民生委員一斉改選に伴う推薦

4 会議の運営について【審議】 [資料 1 - 8](#)

支えあう 住みよい社会 地域から



お元気ですか、
わたしたち **民生委員児童委員** は、
あなたの一番 **身近な相談員** です。

みなさんの暮らしを応援するため、
国から委嘱されて活動しています。

専門家ではありませんが、
子どもや家庭のこと、地域のことなどを
みなさんと一緒に考え
サポートしています。

ひとり暮らしの高齢者や
子育て家庭など、地域の
住民を訪問し、日常生活
での困りごとなどについ
て、相談にのります。



地域の課題や住民支援に
協力して取り組むため、
行政機関や関係者と定期
的に打合せを行います。

子どもにとって地域の
身近なおじさん、
おばさんとなり、時
には悩みごとの相談
にもなります。

消防団や自主防災組織な
どと協力し、災害に備え
たまちの危険箇所の点検
や避難訓練などに協力し
ています。

わたしたちの役割は **みつける・つなぐ・みまもる** です。

住民の **身近な相談相手** として、**関係機関へのつなぎ役** や、
地域の見守り役 として、さまざまな活動をしています。



民生委員児童委員とは

民生委員児童委員は地域住民のなかから選ばれ、自らも住民の一員という性格をもって、住民の見守りや相談活動を行います。(担当区域をもって活動します)

- 民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
- 厚生労働大臣が定めた基準をふまえ、市(区)町村ごとに人数が定められています。
- 任期は3年で、再任も可能です。
- 無給のボランティアとして活動しています。(活動に必要な電話代・交通費などに充てる実費代償費の支弁があります。)

主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員児童委員です。(担当区域はもちません)

- 児童福祉関係機関と区域担当民生委員児童委員との連絡役となって、協力して活動を行います。

[連絡先]



民生委員
児童委員は、
青い門標と
マークが
めじるし!

心配ごと、悩みごとをひとりで抱えていませんか？

育児・教育・住居・暮らし・家族関係
お年寄りの福祉・介護保険・健康・その他 等々

暮らしに関すること、困ったこと、悩みごとなどお気軽にご相談ください。

民生委員児童委員には民生委員法に定められた **守秘義務** があり、
相談内容が他の人に伝わることはありませんので安心してご相談ください！

【こんなとき民生委員児童委員へ】

育児・教育のこと

- 子育てについての不安
- 児童虐待に関すること
- いじめや不登校
- 学校生活の悩み



在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用について
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用について
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること



住居・暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合い
- 生活費の悩み
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用
- 生活保護
- 遊び場、通学路などの
危険箇所について
- 公害や環境衛生について



家族関係のこと

- 結婚、離婚
- 親子関係
- 扶養
- 相続
- ケアラー・
ヤングケアラー



その他

- 心身の疾病や障害に関する相談等

健康に関すること

- 一人暮らしでの不安
- 身体やうつ・認知症などの不安



民生委員児童委員は日ごろの活動をとおして、
災害時の被災者支援 も行っています

災害発生時

民生委員児童委員は安全が確保されたのちに、被災した住民の皆さんに対する支援が円滑に行われるように相談に応じたり、行政や災害ボランティアなどと連携するなど、生活の再建に向けた支援を行います。

日ごろの活動から

災害時に支援が必要になる住民の皆さんを行政や福祉関係者と協力して、支援体制づくりを行います。



民生委員制度は
平成29年に100周年を迎えた
歴史と実績を有する制度です



発行：公益財団法人 **北海道民生委員児童委員連盟**
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7
TEL 011-261-2181 ・ FAX 011-261-3081

旭川市民生委員の定数を定める条例

旭川市民生委員の定数を定める条例

平成 27 年 3 月 25 日
条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものとする。

(民生委員の定数)

第 2 条 民生委員の定数は、783 人とする。

附則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この条例は、平成 31 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この条例は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附則（令和 7 年 3 月 25 日条例第 20 号）

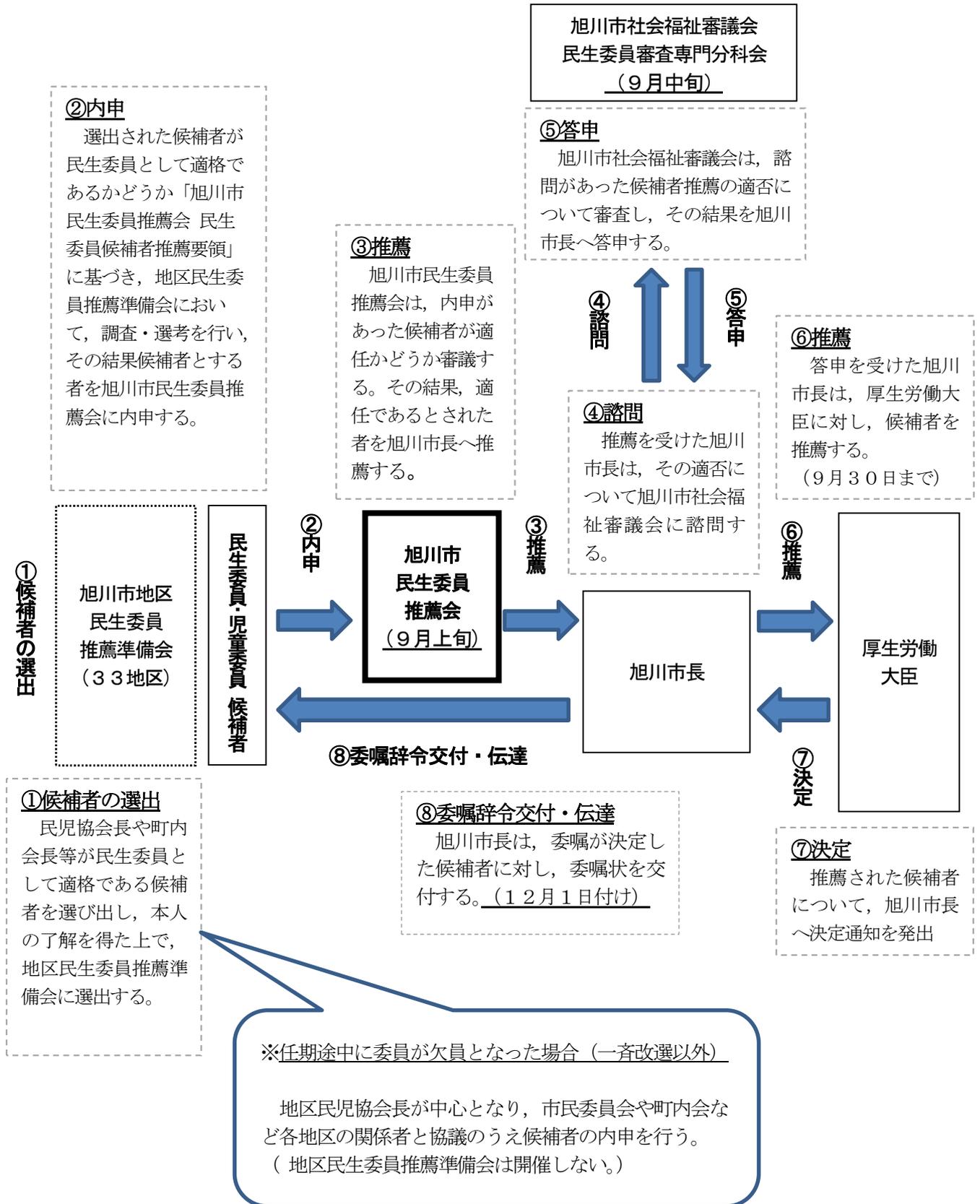
この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

委員定数の内訳【地区民生委員児童委員協議会別】

No.	地区名	～R7.11.30				R7.12.1～			
		区域 担当委員	主任 児童委員	合計	1人あたり 平均世帯数	区域 担当委員	主任 児童委員	合計	1人あたり 平均世帯数
1	西第1	19	2	21	218	19	2	21	218
2	西第2	14	2	16	204	14	2	16	204
3	中央	12	2	14	186	12	2	14	186
4	大成	16	2	18	289	16	2	18	289
5	朝日	17	2	19	238	17	2	19	238
6	啓明	18	2	20	252	18	2	20	252
7	東光	34	2	36	259	34	2	36	259
8	豊岡	30	2	32	233	30	2	32	233
9	愛宕	22	2	24	312	22	2	24	312
10	新旭川	29	2	31	234	28	2	30	242
11	北星	13	2	15	307	13	2	15	307
12	旭星	29	2	31	222	29	2	31	222
13	近文・川端	25	2	27	303	25	2	27	303
14	春光西	16	2	18	142	16	2	18	142
15	春光中央	15	2	17	231	15	2	17	231
16	春光台	19	2	21	332	19	2	21	332
17	末広南	30	2	32	210	30	2	32	210
18	神居東	20	2	22	248	20	2	22	248
19	神居西	23	2	25	244	23	2	25	244
20	忠和	21	2	23	288	21	2	23	288
21	江丹別	8	2	10	17	7	2	9	19
22	永山西	35	2	37	319	35	2	37	319
23	永山東	36	2	38	300	36	2	38	300
24	東旭川	30	2	32	230	29	2	31	238
25	千代田	23	2	25	326	23	2	25	326
26	東豊中央	14	2	16	233	14	2	16	233
27	東部東光	11	2	13	239	11	2	13	239
28	神楽	18	2	20	274	18	2	20	274
29	神楽岡	25	2	27	270	25	2	27	270
30	緑が丘	29	2	31	245	29	2	31	245
31	西神楽	11	2	13	146	11	2	13	146
32	東鷹栖	16	2	18	154	16	2	18	154
33	末広	29	2	31	252	29	2	31	252
34	末広東	11	2	13	252	11	2	13	252
合計・1人当たり 平均世帯数		718	68	786	251	715	68	783	252

↑
※参考：厚生労働省の基準：170～360世帯

民生委員・児童委員 委嘱までの流れ



(令和 7 年 1 月 23 日決定)

旭川市民生委員推薦会民生委員・児童委員候補者推薦要領

1 基本方針

社会奉仕の精神を持ち、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで社会福祉の増進に努める役割を担う民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。）の職務を遂行できる真の適任者を推薦するものとする。

2 推薦基準

(1) 特別要件

次の要件を満たさない者については、民生委員・児童委員として推薦しないこととする。

① 年齢要件について

ア 新任の場合は、原則 7 2 歳未満の者とする。ただし、地域の実情により 7 2 歳未満の者の選出が困難で、やむを得ないと判断できるときは、例外的に 7 5 歳未満の者も認めることとする。（この場合は、選出が困難で、やむを得ないその理由を記載した「理由書」を要する。）

イ 現在民生委員・児童委員である者が再任する場合は、原則 7 5 歳未満の者とする。ただし、これまでの活動実績等を十分勘案し、今後の活動に支障がないと認められる者とする。また、地域の実情により 7 5 歳未満の者の選出が困難で、やむを得ないと判断できるときは、例外的に 7 8 歳未満の者も認めることとする。（この場合は、選出が困難で、やむを得ないその理由を記載した「理由書」を要する。）

※ 委嘱日における年齢が要件を満たしていること。

※ 過去に民生委員・児童委員の職を経験したことのある者を選出する場合は、「新任」の場合の年齢要件を適用する。

※ 候補者の選出に当たっては、児童や子育て等に関わる活動がより積極的に行えるよう、できる限り「若返り」に努めること。

② 議会議員との兼職について

議会議員が民生委員・児童委員を兼職することについては、「民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。」という民生委員法第 16 条の趣旨を踏まえ、認めないこととする。

(2) 一般要件

民生委員・児童委員の候補者の適否については、次の要件を考慮して総合的に判断するものとする。

- ① 地域の実情の把握
その地区に概ね5年以上居住し、地域の実情を十分に把握していること。
- ② 時間的余裕
民生委員・児童委員の活動に必要な時間（概ね週14時間以上）を割くことができること。
- ③ 民生委員・児童委員の活動状況
再任に当たっては、地区民生児童委員協議会への出席率が任期中に概ね60%以上であること。
- ④ 社会福祉への関心
ボランティア活動を行う等社会福祉への関心が高く、理解と熱意があること。
- ⑤ その他
会社員、公務員等被雇用者については、所属長の理解が得られていること。

3 主任児童委員について

主任児童委員は、原則として次の要件についても満たす者とし、候補者の適否については、これらの要件を考慮して判断すること。

(1) 知識及び経験等について

児童福祉に関する理解と熱意を有し、次に例示する者など専門的知識及び経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長、児童指導員、保育士等として勤務した経験がある者又は里親として児童養育の経験がある者
- ② 学校等の教員の経験を有する者
- ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者

(2) 女性の選出について

主任児童委員の選出に当たっては、1地区につき少なくとも1人は女性を選出するよう努めること。

4 候補者の内申について

(1) 一斉改選時

民生委員・児童委員の任期満了に伴う全国一斉改選時には、地区民生委員推薦準備会を開催し、各地区の事情を考慮した上で会議を開催し、期日までに民生委員・児童委員候補者の内申を行う。

(2) 欠員補充時

民生委員・児童委員が任期内において辞任、死亡又は解嘱等の理由によりその職を退く場合は、地区民生児童委員協議会の会長が中心となり、市民委員会など各地区の関係者と協議の上、民生委員・児童委員候補者の内申を行う。

附 則

この要領は、令和7年12月1日以降に委嘱する民生委員・児童委員の推薦において適用する。

(令和 7 年 1 月 23 日決定)

旭川市民生委員推薦会民生委員・児童委員候補者推薦等事務取扱要領

- 1 旭川市民生委員法施行細則に基づき、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。以下「民生委員等」という。）候補者の推薦及び旭川市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。
- 2 民生委員等候補者の推薦について
令和 7 年 1 月 2 日以後に委嘱される候補者の推薦は、令和 7 年 1 月 23 日に推薦会で決定された「旭川市民生委員推薦会民生委員・児童委員候補者推薦要領」に基づき行うものとする。
- 3 民生委員等候補者の内申について
民生委員等が任期内においてその職を退く場合は、当該地区民生児童委員協議会の会長が中心になって地域の市民委員会等と協議のうえ後任候補者を選出し、推薦会に民生委員・児童委員推薦調書（様式第 1 号）及び承諾書（様式第 2 号）を提出するものとする。また、地域の実情により、原則の年齢要件を満たさない者を内申する場合には、これに加えて理由書（様式第 1 号別紙）を提出するものとする。
ただし、3 年に一度の任期満了に伴う一斉改選において、現に民生委員等の職にある者を選出する場合においては、民生委員・児童委員推薦調書（様式第 1 号）に代えて再任民生委員・児童委員候補者連名簿（様式第 3 号）を提出するものとする。
- 4 民生委員等の辞任について
民生委員等が死亡以外の理由により任期の途中で辞任しようとする場合は、辞任届（様式第 4 号）を旭川市長に提出するものとする。
- 5 推薦会の運営について
推薦会の委員長は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。
- 6 推薦会の庶務について
推薦会の庶務は、旭川市福祉保険部福祉保険課において処理する。
- 7 その他
この取扱いに定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦会に諮って別に定める。

民生委員・児童委員推薦調書

(区域担当 主任児童委員)

(ふりがな) 氏名			男	地区
			女	
現住所	〒 -		居住期間	年 月
	旭川市		生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)
電話番号	活動時連絡先			(自宅・携帯・勤務先) いずれかに○
	上記以外の連絡先			(自宅・携帯・勤務先) いずれかに○
担当予定 区域			職業	
				所属長の理解 有・無
職歴	勤務先		期 間	
			～	
			～	
地域 活動 歴	団体名及び役職		期 間	
			～	
			～	
福祉 活動 への 関心	社会福祉への関心			
	児童福祉への関心			
	その他			
適格 要件	健康状態	良好 ・ 普通	責任感	強い ・ 普通
	地域住民の信望	厚い ・ 普通	地域の実情把握	十分 ・ 普通
	委員活動の時間的余裕	十分 ・ 普通		
世帯 状況	氏名	続柄	生年月日	職 業
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
前任者	氏名			備考
	退任理由	任期満了・辞任・死亡		

【記載例】

民生委員・児童委員推薦調書

区域担当 主任児童委員

(ふりがな) 氏名	あさひかわ じろう 旭川次郎	<input checked="" type="radio"/> 男 女	〇〇 地区	
現住所	〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地	居住期間	25年4か月 昭和 39年 4月 1日 (満61歳)	
	「活動時連絡先」を関係機関内で共有させていただきます。			
電話番号	活動時連絡先 26-xxxx	<input checked="" type="radio"/> 自宅・携帯・勤務先 いずれかに○		
	上記以外の連絡先 090-xxxx-xxxx	<input type="radio"/> 自宅・携帯・勤務先 いずれかに○		
担当予定区域	5~7条通9・10丁目 6・7条通11~13丁目 (※主任児童委員の場合、「主任児童委員」と記入してください。)	職業	地方公務員 委嘱予定日の年齢を記入してください(一斉改選時はR7.12.1時点)	
		所属長の理解 <input checked="" type="radio"/> 有・無		
職歴	勤務先	期 間		
	旭川市役所	S62.4.1 ~ 現在 ~		
地域活動歴	団体名及び役職	期 間		
	民生委員・児童委員	H19.12.1 ~ H25.11.30		
	町内会副会長	H25.4.1 ~ 現在		
	PTA役員	H19.4.1 ~ H22.3.31		
福祉活動への関心	社会福祉への関心 高齢の義父と同居しているため、在宅介護への関心が高い。			
	児童福祉への関心 町内会で実施している通学路での児童の見守り活動に参加するなど、児童の健全育成に関心が高い。			
	その他 障害者の支援に関心が高い。			
適格要件	健康状態	<input checked="" type="radio"/> 良好 ・ 普通	責任感 <input checked="" type="radio"/> 強い ・ 普通	
	地域住民の信望	<input checked="" type="radio"/> 厚い ・ 普通	地域の実情把握 <input checked="" type="radio"/> 十分 ・ 普通	
	委員活動の時間的余裕	十分 <input checked="" type="radio"/> 普通		
世帯状況	氏名	続柄	生年月日	職 業
	旭岳太郎	義父	S13 . 6 . 1	無職
	旭川市子	妻	S39 . 7 . 6	会社員
	旭川幸子	長女	H9 . 9 . 10	会社員
	旭川順一	次男	H18 . 1 . 21	大学生
前任者	氏名	北海 優子		備考
	退任理由	<input checked="" type="checkbox"/> 任期満了 ・ 辞任 ・ 死亡		

理 由 書

(ふりがな) 氏 名		男	地区	新任			
		女		再任			
生年月日	昭和・平成	年	月	日	年齢	満	歳
他に適任者を 得られない理由	_____						

推薦理由	_____						

その他	_____						

【記載例】

理 由 書

※新任:72歳から74歳まで
再任:75歳から77歳まで
の場合、「理由書」が必要

(ふりがな) 氏名	あさひばし ゆうこ 旭橋 優子	男 (女)	〇 〇 地区	新任 再任
生年月日	昭和 平成 27年10月10日	年齢	満 73 歳	
他に適任者を得られない理由	<p>(当該地区では他に適任者を選出することができない理由を詳しく記載する。)</p> <p>推薦準備会及び町内会で協力し候補者の選考を行ったが、当該地区は40代から50代の共働きの世帯やマンションに居住する若年単身層が非常に多く、年齢要件を満たす適任者は若干名であった。 その方々に候補者になっていただくよう打診したが、多忙や健康不安等を理由にいずれも候補者となることを固辞したことから、現在も町内会の役員として活動し、大変信望の厚い旭橋 優子 氏以外に適任者を選出することができなかった。</p> <p>※主任児童委員の場合は、児童福祉に関する知識や経験等に関わる理由についても適宜加えてください。</p>			
推薦理由	<p>(居住年数や、地域の実情の把握、地域福祉活動の参加状況等を記載する。)</p> <p>旭橋 優子 氏は、現住所に40年間居住しており、現在町内会の女性部長を務めている。町内会での地域活動を通じ、住民の信望も厚く、地域の実情も十分に把握している。</p>			
その他	<p>(今後も現住所に居住予定であり、継続して活動できること等を記載する。)</p> <p>今後も転居等の予定はなく、健康状態も良好であることから、民生委員・児童委員活動に取り組むことができるものと期待できる。</p>			

(様式第2号)

承 諾 書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住所

氏名

民生委員・児童委員への推薦を承諾します。

【記載例】

(様式第2号)

承 諾 書

令和7年 ○月 ○日

(宛先) 旭川市長

住所 旭川市6条通9丁目46番地

氏名 旭 川 次 郎

署名してください
押印不要

民生委員・児童委員への推薦を承諾します。

(様式第3号)

再任民生委員・児童委員候補者連名簿

地区

(ふりがな) 氏名	生年月日 (年齢・委嘱日時点)	性別	職業	経験年数	住所 電話番号	健康 状態	時間的 余裕	活動へ の取組	地域住民 の信望	民児協 への出席	担当予定区域 ※主任児童委員の場合は主任と記載	理由書 提出
	. . (満 歳)	男・女		年 か月 (年 月 ～委嘱)	〒 - 旭川市 (TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通		有・無
	. . (満 歳)	男・女		年 か月 (年 月 ～委嘱)	〒 - 旭川市 (TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通		有・無
	. . (満 歳)	男・女		年 か月 (年 月 ～委嘱)	〒 - 旭川市 (TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通		有・無
	. . (満 歳)	男・女		年 か月 (年 月 ～委嘱)	〒 - 旭川市 (TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通		有・無
	. . (満 歳)	男・女		年 か月 (年 月 ～委嘱)	〒 - 旭川市 (TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通		有・無
	. . (満 歳)	男・女		年 か月 (年 月 ～委嘱)	〒 - 旭川市 (TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通		有・無
	. . (満 歳)	男・女		年 か月 (年 月 ～委嘱)	〒 - 旭川市 (TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通		有・無
	. . (満 歳)	男・女		年 か月 (年 月 ～委嘱)	〒 - 旭川市 (TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通		有・無

(様式第3号)

再任民生委員・児童委員候補者連名簿

活動時連絡先を記載する

〇〇 地区

(ふりがな) 氏名	生年月日 (年齢:委嘱日時点)	性別	職業	経験年数	住所 電話番号	健康 状態	時間的 余裕	活動へ の取組	地域住民 の信望	民児協 への出席	担当予定区域 ※主任児童委員の場合は主任と記載	理由書 提出
ほっかい みちお 北海道夫	S23. 11. 3 (満 77 歳)	男 ・ 女	無職	3年 0 か月 (R4年12月 ~委嘱)	〒070-0000 旭川市6条通8丁目〇〇番地 (TEL 25-x-x-x-x)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通	6条通8丁目の一部(〇〇町内会) 4~6条通9丁目	有・無
ちゅうべつ だいすけ 忠別 大介	S27. 3. 12 (満 73 歳)	男 ・ 女	農業	4年 11か月 (R2年12月 ~委嘱)	〒070-0000 旭川市6条通10丁目〇〇番地	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通	5・6条通10丁目 6条通11丁目の一部(〇〇川以北)	有・無
たいせつ けいこ 大雪 景子	S34. 7. 26 (満 66 歳)	男 ・ 女	自営業	12年 0 か月 (H25年12月 ~委嘱)	旭川市7条通10丁目〇〇番地 (TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通	7~10条通10・11丁目	有・無
いしかり みつこ 石狩 光子	S45. 12. 15 (満 54 歳)	男 ・ 女	会社員	6年 3か月 (R1年 9月 ~委嘱)	〒070-0000 旭川市 5 条通8丁目〇〇番地 (TEL 26-x-x-x-x)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通	主任	有・無
	R7.12.1時点の年齢 を記載してください。	女		R7.12.1時点の経験年数 を記載してください。	(TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通		有・無
	(満 歳)	男 ・ 女		年 か月 (年 月 ~委嘱)	〒 - 旭川市 (TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通		有・無
	(満 歳)	男 ・ 女		年 か月 (年 月 ~委嘱)	〒 - 旭川市 (TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通		有・無
	(満 歳)	男 ・ 女		年 か月 (年 月 ~委嘱)	〒 - 旭川市 (TEL)	良好 ・ 普通	十分 ・ 普通	積極的 ・ 普通	厚い ・ 普通	良好 ・ 普通		有・無

1月に満たない日数の場合切り捨てる。
(例:令和2年12月20日委嘱の場合)

R7.12.1時点の年齢
を記載してください。

R7.12.1時点の経験年数
を記載してください。

(様式第4号)

辞任届

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住所

氏名

このたび、
もって、民生委員・児童委員を辞任いたしたく、お届けします。

旭川市民生委員推薦会推薦要領に基づく推薦基準と候補者の状況

(敬称略)

No.	地区名	審査事項 候補者氏名	特別要件		一般要件					備考
			年齢	議会議員との兼職	地域の実情把握	時間的余裕	民生委員・児童委員の活動状況	社会福祉への関心	その他所属長の理解等	
1	□□	◆◆◆◆◆◆◆◆ ◆◆◆◆◆◆◆◆	**	なし	現住所に〇〇年居住し、町内会活動にも参加している。	普通	(新任)	〇〇に務めている。 また、高齢者が多い区域に居住しているため、高齢者福祉に関心が高い。 自身も子育て中であることや、職業上からも児童や青少年の福祉に通じている。	所属長の理解を得られている	—
2	□□	●●●●●●●● ●●●●●●●●	**	なし	現住所に〇〇年居住し、町内会活動にも参加している。	普通	(新任)	現住所での居住歴が長く、町内会の〇〇部役員を務めた経験があるなど、地域住民からの信望は厚い。高齢者や児童福祉への関心が高い。	無職	—

民生委員・児童委員推薦調書

(区域担当 主任児童委員)

(ふりがな) 氏名			男	地区	
			女		
現住所	〒 - 旭川市		居住期間	年	か月
			生年月日	昭和・平成	年
		(満 歳)			
電話番号	活動時連絡先		(自宅・携帯・勤務先) いずれかに○		
	上記以外の連絡先		(自宅・携帯・勤務先) いずれかに○		
担当予定 区域			職業		
				所属長の理解 有・無	
職歴	勤務先		期 間		
			～		
			～		
地域 活動 歴	団体名及び役職		期 間		
			～		
			～		
福祉 活動 への 関心	社会福祉への関心				
	児童福祉への関心				
	その他				
適格 要件	健康状態		良好	・	普通
	地域住民の信望		厚い	・	普通
	委員活動の時間的余裕		十分	・	普通
世帯 状況	氏名		続柄	生年月日	
				. .	
				. .	
				. .	
				. .	
前任者	氏名				備考
	退任理由	任期満了・辞任・死亡			

民生委員・児童委員候補者に関する回答書

No.	地区名	氏名	備考	いずれかに○を記入してください。	
				適任である	適任と認めない
1	□□	◆◆ ◆◆			
2	□□□	●● ●			

その他意見

令和 年 月 日

旭川市民生委員推薦会
委員長 様

旭川市民生委員推薦会

委員氏名 _____

会議の運営について

1 会議の公開について

協議事項	これまでの取扱い
(1) 会議の公開・非公開	旭川市市民参加推進条例第13条の規定により公開とする（ただし、審議内容に個人情報が含まれる場合等を除く。）。

2 会議を公開する場合の傍聴について

協議事項	これまでの取扱い
(1) 傍聴者の定員	開催場所のスペースに応じてその都度定める。
(2) 傍聴者の受付	電話による予約や申請を要さないものとし、受付開始時間をあらかじめ周知する。
(3) 定員を超えた場合の取扱い	先着順により傍聴者を決定する。
(4) 傍聴者の遵守事項	下記のとおり。

(4) 傍聴者の遵守事項

- ① 委員長の指示に従い、静穏に傍聴してください（みだりに席を離れないでください。）。
- ② 会場内において発言をしたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- ③ 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動はしないでください。
- ④ 他の傍聴者の迷惑になるような行動はしないでください。
- ⑤ 委員長の許可なく、会場内において撮影、録音その他これらに類する行為をしないでください。
- ⑥ 報道関係者は、録音、ビデオなどの撮影について、あらかじめ委員長の許可を得てください。
- ⑦ その他会議の進行を妨げるような行為をしないでください。

3 会議の記録の作成、公表について

協議事項	これまでの取扱
(1) 発言内容の記載方法	要点記録方式とする。
(2) 発言者の記載の是非	匿名（A, B, C）で記載する。
(3) 会議の記録の確定方法	会議に出席した全員が確認することにより確定する。
(4) 会議の記録の公表 ア 会議を公開した場合 イ 会議を非公開とした場合	(3)により確認した後に速やかに公表する。 会議の開催日時，出席者，議題等についてのみ公開する。